

三重県アルコール健康障害対策  
推進計画について

# 三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）の策定について

## 1 計画の位置付け

アルコール健康障害対策基本法第14条の規定に基づき、三重県におけるアルコール健康障害の防止や早期発見、相談・治療機関の整備、充実を図るためにその方向性を定め、これを総合的かつ計画的に推進するため、三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）を策定します。

## 2 計画の期間

国のアルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定）は、計画期間が平成28年度から平成32年度までの5年間となっていることから、本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

## 3 計画の策定体制

三重県の精神保健福祉施策を審議する三重県精神保健福祉審議会のもとに、専門委員13名から構成される「アルコール健康障害対策推進部会」（部会長：三重大学大学院教授 竹井謙之氏）を設置し、当事者団体や医療従事者等からの意見をふまえ、計画を策定します。

## 4 計画案のイメージ

国の計画をふまえながら、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に基づく取組など、三重県独自の内容も盛り込み策定します。

また、基本理念や重点課題を設定したうえで、具体的取組や数値目標を定めます。

### （1）基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- アルコール健康障害の当事者とその家族を支援します。
- アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

### （2）重点課題と具体的取組

（\*）は三重県独自の重点課題・具体的内容

【重点課題Ⅰ】飲酒に伴うリスクに関する知識の普及とアルコール健康障害発生の予防

（具体的内容）①教育の振興等

②不適切な飲酒の防止

【重点課題Ⅱ】 アルコール健康障害の早期発見・早期介入（＊）

（具体的内容）①救急・内科・精神科の連携

②健康診断及び保健指導

③飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例施策と連携した飲酒  
運転の根絶（＊）

④自殺、DV、児童虐待対策との連携

⑤人材育成

【重点課題Ⅲ】 アルコール依存症当事者、家族等の相談拠点の明確化

（具体的内容）①地域における相談支援の充実

②人材育成

③民間団体の活動に対する支援

【重点課題Ⅳ】 アルコール依存症治療拠点の整備

（具体的内容）①アルコール依存症治療拠点の整備

②人材育成

【重点課題Ⅴ】 アルコール依存症の実態把握、調査研究（＊）

（具体的内容）①実態調査、研究等

（3）数値目標（例）

①多量飲酒者の低減

②未成年飲酒者0（ゼロ）

③妊産婦飲酒者の低減

④飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例による違反者受診率

⑤飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例指定医療機関数

⑥地域における相談拠点数

⑦アルコール依存症治療拠点の整備数

## 5 計画策定のスケジュール

（1）これまでの取組

平成28年8月31日（水）に、第1回アルコール健康障害対策推進部会を開催し、計画の位置付け、計画の期間及び計画案のイメージについて了承を得ました。

（2）今後の取組予定

平成28年 11月 第2回アルコール健康障害対策推進部会（中間案検討）

12月 健康福祉病院常任委員会へ中間案を報告

12月～1月パブリックコメントの実施

平成29年 2月 第3回アルコール健康障害対策推進部会（最終案を検討）

3月 三重県精神保健福祉審議会へ最終案を報告

健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告

## アルコール健康障害対策基本法（抜粋）

### （基本理念）

第三条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生じるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

### （アルコール健康障害対策推進基本計画）

第十二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

### （都道府県アルコール健康障害対策推進計画）

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県アルコール健康障害対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に評価を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

# 三重県アルコール健康障害対策推進計画策定スケジュール

2016/11/1

	平成28年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
国の動き	基本計画案のまとめ			基本計画の策定										
県議会									常任委員		常任委員			常任委員
アルコール推進計画							素案作成		中間案作成				最終案作成	策定
アルコール部会					委員委嘱		第1回 検討会			第2回 検討会		第3回 検討会		
精神保健福祉審議会	部会設置の承認	精神保健福祉審議会												精神保健福祉審議会
県民等												パブリックコメント	集約	
啓発活動										10～16日 啓発週間				計画策定 フォーラム

三重県精神保健福祉審議会  
アルコール健康障害対策推進部会委員

【委員】

	団体名	職名	氏名	備考
医療	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座消化器内科学	教授	竹井 謙之	部会長
	三重県アルコール関連疾患研究会 (医療法人山下会 かすみがうらクリニック)	会長(副院長)	猪野 亜朗	
	三重県病院協会(県立総合医療センター)	理事	高瀬 幸次郎	
	公益社団法人三重県医師会	理事	齋藤 洋一	
	三重県精神科病院会	会長	齋藤 純一	
	独立行政法人国立病院機構榊原病院	院長	村上 優	
	三重県立こころの医療センター	院長	森川 将行	
当事者	特定非営利活動法人三重県断酒新生会	事務局長	宮崎 學	
事業者	三重県小売酒販組合連合会	事務局長	服部 定	
	三重県酒造組合	専務理事	上田 学	
支援団体	四日市アルコールと健康を考えるネットワーク	事務局長	片岡 千都子	
保健所	三重県保健所長会	伊勢保健所長	鈴木 まき	
産業保健	三重産業医会	会長	酒井 秀精	

【オブザーバー】県・関係機関

所属	備考
三重県教育委員会事務局	
三重県警察本部交通安全企画課	
三重県警察本部生活安全企画課	
環境生活部くらし・交通安全課	
防災対策部消防・保安課	
健康福祉部健康づくり課	
こころの健康センター	

【事務局】

所属	職名	氏名	備考
障がい福祉課	次長	栗原 正明	
	課長	西川 恵子	
	副参事	島田 晃秀	
	班長	牧戸 貞	
	主幹	野村 由里子	